

2026年2月28日

組合員の皆さまへ

ATグループ健康保険組合
理事長 山本 大志

子ども・子育て支援金徴収開始のご案内

平素より当健康保険組合の運営にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、このたびの法改正に伴い、令和8年4月分保険料より「子ども・子育て支援金」の徴収を開始させていただきますこととなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 子ども・子育て支援金とは

少子化対策や保育・教育など、子どもや子育て家庭を支えるための公的な財源として、健康保険料とは別枠で徴収されるものです

2. 負担のしくみ

- ・支援金率：0.23%（全国一律）
 - ・事業主と社員で折半となります
 - 社員負担：標準報酬月額 × 0.115%（賞与の場合は標準賞与額 × 0.115%）
 - 事業主負担：標準報酬月額 × 0.115%（賞与の場合は標準賞与額 × 0.115%）
- ※任意継続被保険者の方は、事業主負担が無い場合、支援金率は0.23%となります。

3. 控除イメージ（例）

標準報酬月額が30万円の場合

- ・社員負担分：30万円 × 0.115% = 約345円/月

※実際の金額は標準報酬月額により異なります

※任意継続被保険者の方は、標準報酬月額 × 0.23% となります

4. 徴収開始時期

令和8年4月分保険料より徴収開始となります

ご不明な点がございましたら、下記の窓口までお問い合わせください。
今後とも健康保険組合の運営にご理解ご協力をお願いいたします。

以上

【お問合せ窓口】

ATグループ健康保険組合

総務課 TEL：052-871-1476

E-mail：somu@at-kenpo.or.jp